

品企財発第14号

令和元年8月1日

長 様

品川区副区長

桑 村 正 敏

和 氣 正 典

令和2年度予算編成に関する基本方針について（依命通達）

日本経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くものの、海外における政治・経済情勢の不安要因や金融市場の変動の影響等により、景気の先行に不透明感が高まっている。また、国による法人住民税のさらなる一部国税化、地方消費税交付金の配分変更などは、今後の区の財政運営により一層の影響を与えることが予想される。

こうした中、区の人口は、本年7月に40万人を突破し、納税義務者も引き続き増加傾向にあり、平成30年度一般会計決算を見れば、歳入の約5割を占める特別区民税、特別区財政調整交付金が伸び、歳入歳出とも過去最高額となっている。

一方で、子育て施策の充実や高齢化の進展による扶助費の増加、地震や風水害に対する防災対策、公共施設の改修・改築など財政需要の高まりも注視していかなければならない。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の年となり、これを契機とした、にぎわい、まちづくり等の関係事業は、着実に実施していくとともに開催後のレガシーについても考えていく必要がある。

令和2年度は、人口構造の変化をはじめ、技術革新、多様な価値観の出現など、ここ数年の区を取り巻く大きな環境の変化に対応するため、現在策定中の長期基本計画が新たにスタートする年である。新時代の流れに向けた魅力あるまち品川をめざし、新長期基本計画達成に向けて、施策を重点的にかつ積極的に推進しなければならない。

また、ビッグデータの利用やAI（人工知能）など、急速に技術革新が進んでいるI

CTを活用した業務革新、働き方改革による従来の枠組みを超えた勤務のあり方、作業の効率化など、積極的に進めていただきたい。

このような状況を踏まえ、徹底した行財政改革を実施し培ってきた健全財政を維持しつつ、未来志向で新たな施策に一丸となってチャレンジしていくためには、組織の枠を超えた戦略的な取組みが不可欠である。

よって各部局においては、

第一に、新長期基本計画を着実に推進するとともに、これまでの成果と課題を点検、検証し、新たな状況の変化に対応した施策展開に積極的に取り組むこと。

第二に、国の税源偏在是正措置等の影響が増大する中で、従来の手法に捉われない区歳入の増加に結びつく創意工夫を図ること。

第三に、重点を置くべき事業を見定め、財源と人的資源をそこに集中して投入することを心掛け、施策の効果・効率性を高めること。

以上の基本方針を踏まえ、下記事項に留意して令和2年度の予算の編成にあたられたい。

この旨、命により通達する。

記

1 全般的事項

事務事業の計画的な執行を図るため、年間予算を的確に把握し見積もること。また、限られた財源で重点施策が着実に実施できるよう、各部局においては、区長の指示事項を踏まえた既存事業の見直しの徹底を図る等、主体性を発揮し取り組むこと。

(1) 長期基本計画について

新計画策定に向けた検討により見出された課題等に適切に対応するとともに、区政をさらに一步前に進める新たな施策を、新計画で掲げる3つの分野のもと、大胆な発想と工夫により積極的に予算要求すること。

(2) 予算編成過程の公表について

予算編成過程について、区民への財務情報の公表を一層推進するため、要求額を含めて公表することとするので、これまで以上に綿密に見積もること。

(3) 指摘・要望事項について

これまでの議会審議、監査の指摘事項および区民要望に十分留意し、これらを踏まえた予算要求を行うこと。

(4) 事務事業運営の効率化について

AI（人工知能）、RPA（ロボットによる業務自動化）などの最新技術の活用
の検討および民間活力の導入を積極的に図ること。また、施設整備や施設運営につ
いては、コストの最小化に努めるとともに、節電をはじめとする省エネに配慮した
工夫を心がけること。

(5) 職員定数の適正化および長時間労働の抑制について

① 「しながわ〜く」基本方針に基づき、既存事業の統廃合、委託化、業務の効率
化等に努め、真に職員が行うべき業務を明確にすることにより、職員定数の適正
化について検討を行うこと。

② 勤務時間に対する意識を改革し、長時間労働の抑制に取り組むこと。

③ 会計年度任用職員制度の創設と、それに伴う特別職非常勤、臨時的任用職員制
度の改正趣旨を踏まえ、適切な運用に努めること。

(6) 経常的事務事業について

① 新たな施策を展開していく一方、事業継続の意義が薄れているものなど事業全
般を検証し、必要な見直し、再構築等を図ること。

② 経常的経費については、引き続き部局編成枠方式により編成するので、各部局
は、事業執行の効率化の観点から、自主的な工夫を反映させること。

2 歳入に関する事項

(1) 区税収入について

一般財源に占める重要性を認識のうえ、経済情勢、税制改正等を十分見極め、的
確な年間収入を見込むこと。

(2) 国・都支出金について

- ① 補助制度を最大限に活用することはもとより、補助制度の創設や組替えなど、国・都の動向に十分留意すること。
- ② 超過負担の原因となっている補助基準(単価・規模等)の改善を要望するなど、積極的な財源確保に努めること。
- (3) 基金について
積極的な施策展開を行う事業については、充当可能な基金の活用を図ること。
- (4) 起債について
区債発行については、将来負担等を勘案し、慎重に行うこと。
- (5) 使用料および手数料について
各施設使用料等について、受益者負担の考えを踏まえ、適正化を検討すること。
- (6) その他の収入について
各種団体が行っている助成制度の情報収集に努め、積極的に活用するとともに、クラウドファンディング等の活用を検討し、より一層の税外収入の確保に努めること。また、有効活用が困難な公有財産は、早期の処分に努めること。

3 歳出に関する事項

- (1) 既存の事務事業について
社会情勢や事業執行状況を踏まえ、効果やニーズの低くなった事業、多額の不用額が生じている事業は、縮減・廃止すること。
- (2) 環境保全について
 - ① 「品川区環境基本計画」の趣旨に基づき、エネルギーの低炭素化を図るなど、環境保全や環境負荷軽減を十分に考慮すること。
 - ② 各種イベント等で使用する使い捨て容器類は紙製の物とするなど、ワンウェイプラスチックの使用削減に努めること。
- (3) 施設・設備の大規模改修について
老朽度や耐震性、安全性等の状況を的確に把握するとともに、区民・利用者への影響や利便性の向上を考慮し、時機を逸することなく要求すること。その際、中長期改修計画を踏まえ、二重投資とならないよう注意すること。

(4) 施設の新設、改築について

機能・維持管理の効率性および省エネに留意し、コストの低減を図るため標準的な仕様として過大な投資を避けるとともに、民間の資金、ノウハウの活用を積極的に検討すること。

また、施設の廃止に伴う跡地の利用計画は、早期に検討を進めること。

(5) 公共工事設計労務単価について

設計・工事費の積算にあたっては、労務単価の改定を適切に反映すること。

(6) 用地取得について

公示価格、基準地標準価格、売買実例等を参考に、土地利用計画、取得時期、借上げ等を含め十分に検討して要求すること。

(7) 各種団体等に対する補助金について

補助基準の明確化を図るとともに、補助の必要性および効果を十分に検証し、効果が薄れたものは、積極的に整理縮小に努めること。

(8) 障害者に対する合理的配慮について

庁内統一ルールや区有施設バリアフリー化基本方針に留意し、障害者差別解消を推進すること。

(9) 消費税について

消費税の算定にあたっては、軽減税率制度や経過措置（契約・譲渡等の時期により適用される税率）に引き続き留意すること。

(10) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の工事等について

東京都が4月に公表した「都庁2020アクションプラン」を踏まえ、工事発注時期を調整するなど、大会時の交通混雑緩和について十分に配慮すること。